

村税の期限内納付にご協力ください

▶ 問合せ 税務課 ☎ 24-5111 (内線121)

村税は私たちの生活を支える大切な財源です

村民の皆さんが納付している村税は、私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、教育、道路整備、ごみ処理など、様々な事業に使われ、生活を支えるうえで非常に大切な財源です。

この村税を滞納することは、納期限内に納税している多くの村民との公平性を欠くことになります。また、村の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことになります。このことから、**納税相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収しています。**

※各村税の納期限一覧表を、4月に全戸に配布させていただきました。また、「広報しょうわ」でも各月の納期限を掲載していますので、ご確認ください。

納税が困難な人は、一人で悩まず 放置せずに早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより村税の納期ごとの納付が困難な場合、または一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。



公平性の観点から、村税の滞納処分を強化しています

◎滞納処分とは

村が滞納者の財産を差押えすることです。

私債権とは異なり、税を滞納している場合、村は裁判所に訴える必要なく、差押えできます。

◎滞納処分(財産差押)の対象となる財産

債権 … 預貯金、給与、年金、生命保険、
所得税還付金、売掛金、賃料など

不動産… 土地、建物

無体財産権… 出資金(信用組合、農業協同組合など)

動産… 絵画、自動車、バイクなど

◎納税は国民の義務です(憲法第30条)

支払能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

◎納期限内納付にご協力ください

村税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も村税で負担することになります。納期限内の納付にご協力をお願いします。

◎延滞金について

延滞金は、納期限内納付している大多数の人との公平性から課されるもので、納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ令和2年中は年8.9%(納期限日の翌日から1ヶ月の期間は2.6%)で計算され、徴収します。

◎滞納処分までの流れ

